

がん対策に関する施策の進捗について

がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会

【主旨】

平成24年6月に閣議決定されたがん対策推進基本計画では、全体目標に「がんになってからも安心して暮らせる社会の構築」が新たに加えられ、重点課題としても「働く世代へのがん対策」を位置づけるとともに、がん以外の患者へも配慮しつつ、3年以内のがん患者等の就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、社会的理解の推進や就労支援策を講じることとされたところである。

今般、がん患者・経験者の就労支援のあり方に関し、有識者の意見を聞く場として本検討会を開催した。

【構成員】

池田 均	獨協医科大学越谷病院小児外科教授
伊藤 彰久	日本労働組合総連合会 総合労働局 雇用法制対策局長
川本 利恵子	公益社団法人日本看護協会常任理事
櫻井 公恵	株式会社 櫻井謙二商店代表取締役社長
桜井 なおみ	一般社団法人CSRプロジェクト 代表理事
砂原 和仁	一般社団法人 日本経済団体連合会 労災保険ワーキンググループ座長
高橋 都	独立行政法人国立がん研究センター がんサイバייシツプ支援研究部長
○ 堀田 知光	独立行政法人国立がん研究センター 理事
道永 麻里	公益社団法人日本医師会常任理事
宮本 俊明	新日鐵住金(株) 君津製鐵所 安全環境防災部健康安全室上席主幹 (総括産業医・診療所長)
湯澤 洋美	株式会社足利銀行人事部長業務

(五十音順・敬称略 ○は座長)

【設置】 平成26年2月

【検討経緯】

- ・平成26年2月より、検討会を5回開催し、がん患者・経験者とその家族、小児がん経験者の就労における二一ズ・課題の整理やがん診療連携拠点病院、企業及びハローワーク等における取組について検討を行った。
- ・平成26年6月23日の第5回の検討会において、「がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会報告書(案)」について大筋で了承を得た。

緩和ケア推進検討会

【趣旨】

がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を送れるよう、緩和ケアをがんと診断された時から提供するとともに、診断、治療、在宅医療など様々な場面で切れ目なく実施することが重要である。

しかしながら、日本では未だがん性疼痛の緩和等に用いられる医療麻薬の消費量が少ないことや、がん医療に携わる医師が緩和ケアの重要性を十分に認識していないこと、国民に対しても未だ緩和ケアに対する正しい理解や周知が進んでいないこと等の課題が指摘されている。

本検討会においては、こうした課題や緩和ケアの現状を踏まえ、今後の緩和ケア対策について、俯瞰的かつ戦略的な対策等を検討し、今後の対策に反映していくこととする。

「緩和ケア推進検討会」構成員名簿（平成26年6月～）

安部 好弘 公益社団法人日本薬剤師会 常務理事
池永 昌之 淀川キリスト教病院ホスピス・こどもホスピス病院副院長
小笠原 文雄 医療法人聖徳会小笠原内科 院長
小川 節郎 日本大学総合科学研究所 教授
加賀谷 肇 明治薬科大学臨床薬学教室 教授
川本 利恵子 公益社団法人日本看護協会 常任理事
小松 浩子 慶応大学看護医療学部慢性臨床看護学 教授
田村 里子 一般社団法人WITH医療福祉実践研究所
が ん ・ 緩 和 ケ ア 部 部 長

中川 恵一 国立大学法人東京大学医学部附属病院放射線科 准教授
波多江 伸子 福岡がん患者団体ネットワークが ん ・ バ ッ テ ン ・ 元 気 隊 代 表
○ 花 岡 一 雄 JR 東 京 総 合 病 院 名 誉 院 長
林 和 彦 東 京 女 子 医 科 大 学 化 学 療 法 ・ 緩 和 ケ ア 科 教 授
細川 豊史 京都府立医科大学付属病院疼痛緩和医療部 部長
前川 育 特定非営利活動法人東京医科歯科大学大学院医学総合研究科
松島 英介 国立大学法人東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科
心 療 ・ 緩 和 医 療 学 分 野 教 授
道永 麻里 公益社団法人日本医師会 常任理事
武藤 真祐 医療法人社団鉄祐会

（五十音順・敬称略 ○は座長）

【設置】 平成24年4月

【検討経緯】

・ 平成24年4月に設置した「緩和ケア推進検討会」において、これまで2年間にわたって計13回の議論を重ね、平成24年9月に検討会中間とりまとめが、平成25年8月に検討会第二次中間とりまとめを報告した。これらの報告に基づき、緩和ケアセンターの整備や「がん診療連携拠点病院等」の整備に関する指針の変更等を行い、緩和ケア提供体制の質の向上を図ってきた。

・ 今後、がん診療連携拠点病院における緩和ケア提供体制の向上に関する議論に加えて、在宅診療医や地域の病院など地域連携体制と関連した緩和ケアについて議論を行っていく予定。

がん登録部会の設置について（案）

1 設置の主旨

平成25年12月に成立した「がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）」（以下「法律」という。）において、「審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない」（第15条第2項等）とされた事項、その他がん登録等の推進に関する事項について調査審議するものである。

2 部会の検討事項

- (1) 法律に基づく政省令、指針等
- (2) 法律に基づくがん登録等の情報の提供
- (3) がん登録等の推進のために必要な事項
- (4) その他

3 部会の構成

がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者、個人情報の保護に関する学識経験のある者、がん罹患経験者等を委員として参集する（おおむね25名程度の委員を予定）。

【がんの教育総合支援事業(新規)】

26年度予算額：15,597千円

課題

- ・様々な形で患者を含めた国民に対するがんの普及啓発が行われているが、がんに対する正しい理解が必ずしも進んでいない。(がん検診の受診率は20%~30%で推移)
- ・健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防といった観点から、がんの予防も含めた健康教育に取り組んでいる。しかし、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分であるとの指摘。

学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育を推進する必要性

課題解決のための事業概要

◆検討会の設置

有識者からなる「がんに関する教育の在り方に関する検討会(仮称)」を設置し、各都道府県で行っている先進事例の分析・調査等を行い、全国に展開させるための検討等を行う。

相互に 連携

◆事業の実施

- 地域の実情を踏まえた事業の実施
- ・教育委員会等による教育用教材の作成・配布
- ・専門医等の講師派遣
- ・研修 等

成果

- 学校教育全体の中で、がんの教育を推進することにより、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解の深化
- 自らの健康を適切に管理するとともに、がん予防や早期発見につながる行動変容を促す。

